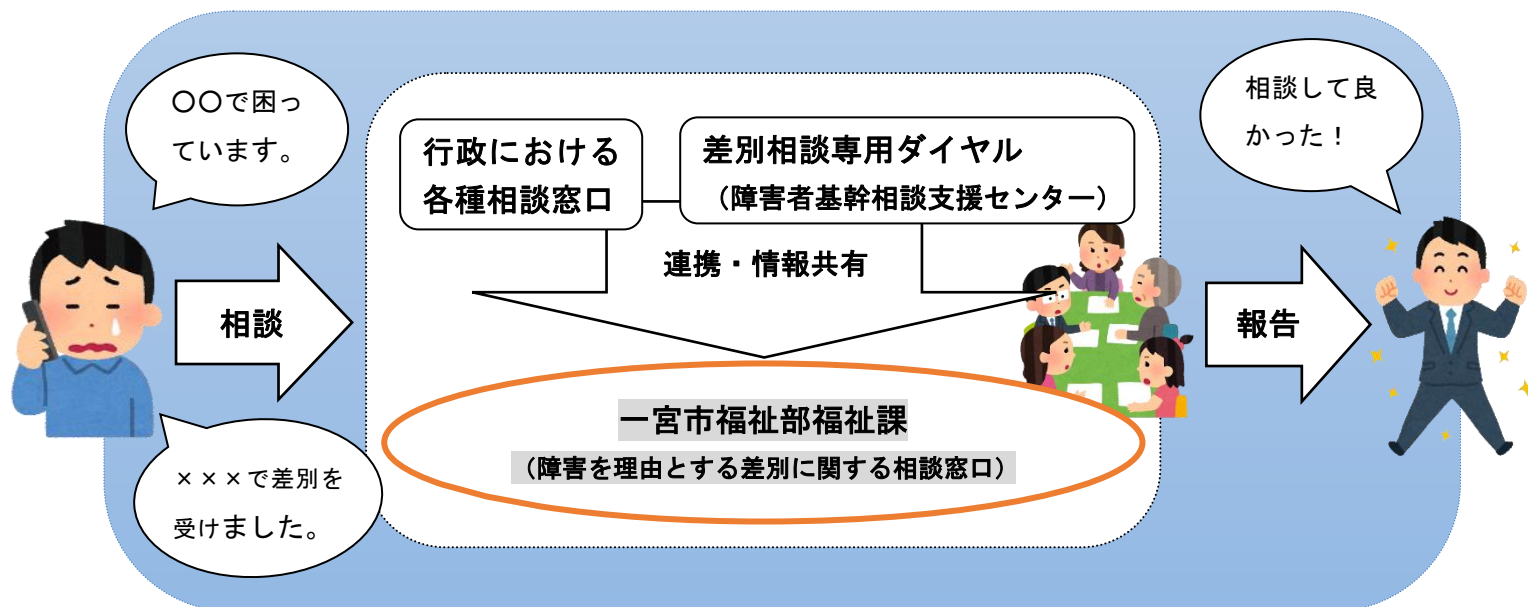


しょうがい りゆう さべつ きんし つぎ さだ
■障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいいりよ ていきよう 合理的配慮の提供
くに ぎょうせいいきかん 国の行政機関 ちほうこうきやうだんたいとう 地方公共団体等	×	ほうてきぎむ 法的義務 ○ ごうりてきはいいりよ おこな 合理的配慮を行わなければなりません。
みんかんじぎやうしゃ 民間事業者 ※こじんじぎやうしゃ など ※個人事業者、NPO等の ひえいりじぎやうしゃ ふく 非営利事業者も含まれます。	×	どりょくぎむ 努力義務 ○ ごうりてきはいいりよ おこな つと 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

そうだんたいせい ず 相談体制イメージ図



しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち 障害を理由とする差別に関する相談窓口

しょうがい りゆう さべつ かん こま きがる そうだん
 障害を理由とする差別に関して、お困りのことがございましたら、気軽に相談ください。

○障害を理由とする差別に関する相談窓口○

・ 一宮市役所 福祉課 障害福祉グループ 【平日 8:30～17:15】

TEL 0586-28-8619

FAX 0586-73-9124

・ 一宮市障害者基幹相談支援センター 【平日 9:00～17:00】

TEL 0586-26-2234 (差別相談専用ダイヤル)

FAX 0586-26-2231